

[税だより]

Tax News

自動車を使用しなくなったときは 抹消登録を確実に

自動車（軽自動車・125cc以下の単車を含む）を使用しなくなったときはすぐに抹消登録をしましょう。

そのまま放置しておく、いつまでも自動車税を納めなければなりません。抹消登録をすると、すでに納めたその年度の自動車税が、手続きをした月の翌月分から月割りで還付されます。

また自動車税は、4月1日現在で課税されるため、使用しなくなった自動車や買い替えによる抹消手続きは3月31日までに済ませましょう。

★抹消登録するため必要なもの

- ①申請書（OCRシート）
- ②手数料
- ③自動車検査証
- ④ナンバープレート
- ⑤印鑑証明書（所有者のもので、発行後3カ月以内のもの）
- ⑥実印（印鑑証明書の印鑑）

[※代理人が申請する場合は委任状必要]



未納になっている町税はありませんか？

3月は会計年度末であり、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の納付がお済みでないかたは、早めに納税計画を立てて、年度内完納にご協力をお願いします。

★納付期限 3月31日（木）

◎問い合わせ先
役場税務課
☎（86）1111 内線1126

- ◎問い合わせ先
鹿児島運輸支局（普通自動車以上）
☎099（261）9191
役場税務課（軽自動車以下）
☎（86）1111 内線1126

「ご存じですか？」 「市町村交通災害共済」

3月中に申し込みを

町では、市町村交通災害共済の加入申し込みを随時受け付けています。この共済は皆さんが掛金を出しあい、交通事故による死亡・ケガの際に災害見舞金が支給される制度です。4月1日現在で町内に住所登録または外国人登録をしている人は、年齢に関係なく誰でも加入できます。家族そろって加入しましょう。



- ◇加入できる人
長島町に住居登録または外国人登録をしている人。就学（学生）のため、一時的に転出している人も加入できます。
- ◇加入申し込み
役場へ申込書を提出
- ◇共済掛金（年額）
加入者1人につき年500円
中途加入者（4月以降の加入者）も同額
- ◇共済期間
平成23年4月1日～平成24年3月31日の1年間
中途加入者は、申込書を受理した日の翌日から平成24年3月31日まで
- ◇対象となる事故
国内で自転車、原動機付自転車、自動車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等により、接触、衝突、転覆等の交通事故に遭われて、それが原因で身体に障害を受けた場合
- ◇災害見舞金の額
①死亡 1100万円
②治療実日数により2万5千円から18万円

◎問い合わせ先
役場総務課
☎（86）1111
内線1218